

# 葛飾区ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成金交付要綱

5 葛子子第175号

令和5年5月16日

区 長 決 裁

一部改正 令和7年4月1日

一部改正 令和8年3月10日

## (目的)

第1条 この要綱は、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者をいう。）及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）に対し、孤立防止、心の負担軽減等のための相談等の支援を実施している地域活動団体（以下「団体」という。）へ、当該支援に必要な経費について助成することにより、ヤングケアラー等に対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

## (助成対象事業)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、ヤングケアラー等の悩みを傾聴し、必要に応じて関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげるとともに、次の各号のいずれかに該当する活動を主に葛飾区（以下「区」という。）で実施するものとする。

- (1) ヤングケアラー等同士の経験及び悩みを共有し合う活動
- (2) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ICT機器等を活用したオンラインサロンの活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が、ヤングケアラー等が相談しやすい環境整備に資する活動と認めるもの

2 助成対象事業を実施するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 幅広く参加を募り、特定の者のみが参加する事業ではないこと。ただし、区長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 参加費は、無料又は消耗品費等の実費程度とすること。
- (3) 利用施設等のルールを順守するとともに、周囲の環境に配慮すること。
- (4) 参加者の安全に十分配慮するとともに参加者及びボランティアを対象とした損害保険等に加入すること。
- (5) 区から活動状況の報告及び確認を求められた場合は、応じること。
- (6) ヤングケアラー等の支援に関し、区と連携し、及び協力すること。
- (7) 活動により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理をすること。
- (8) 参加者は、区内に住所を有するヤングケアラー等であること。
- (9) 参加者の見込みがあること。

- (10) 申請する助成対象事業について、申請する年度以降も継続して実施する見込みがあること。ただし、第7条の規定による申請をする助成対象事業の実施年度前から助成金の交付を受け、活動を実施している場合はこの限りでない。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成対象事業を実施するときに必要なと認める要件に該当していること。

(助成対象団体の要件)

第3条 助成金の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、ヤングケアラー等を支援していくことを目的として活動し、又は活動を予定している団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的とせず、地域及び社会に広く貢献する活動を行うものであること。
- (2) 代表者が明確であり、助成対象事業を継続して実施する上で必要な構成員（おおむね5人以上）を有するものであること。
- (3) 団体規約その他の運営に関する定めを記載した書類及び構成員名簿を備えているものであること。
- (4) 宗教的活動及び政治的活動を目的とせず、公序良俗に反するおそれのないものであること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力でないこと及び構成員が反社会的勢力の構成員ではないものであること。
- (6) 原則として、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有すること。ただし、区長が認めた場合はこの限りでない。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第7条の規定による申請の日の属する年度において実施する助成対象事業に要した次に掲げる経費（別表に定める事業立上げにあつては、助成対象事業の開始日前までに要したものに限り。）のうち、区長が別に定める要領（以下「要領」という。）で定めるもの及び区長が必要と認めるものとする。ただし、助成対象事業の実施に当たり、やむを得ない理由により、前年度中に支出する必要があると認められる経費については、この限りでない。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料・賃借料
- (5) 委託料
- (6) 備品購入費
- (7) 研修費

2 助成対象経費のうち、国やその他の団体から補助金等を受ける経費がある場合は、助

成対象経費から当該経費を差し引くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費としないものとする。

- (1) 助成対象事業にかかわらない団体の活動経費
- (2) 助成対象団体の構成員の会合飲食費
- (3) 助成対象事業を実施するために支出したことが確認できない経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、要領で定める費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表助成区分の欄及び活動条件等の欄に応じ、助成対象経費の実支出額と総事業費から参加料その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て)とし、同表助成金上限額の欄に定める額を上限とする。

2 助成金の額は、予算の範囲内の額とする。

(助成の制限)

第6条 助成金の申請は、1の助成対象団体につき同一年度内1回限りとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 助成対象事業のうち、区から他の制度による補助金を受ける事業は、第2条の規定にかかわらず助成対象事業としない。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、要領で定める申請書及び必要な書類を、区長の指定する日までに、区長に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査及びヒアリング調査等を実施した上で、助成金の交付の可否を決定し、要領で定める通知書により、当該申請をした助成対象団体に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、速やかに要領で定める請求書により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに概算払により助成金を交付決定団体に交付する。

(交付決定事業の変更・中止又は廃止の申請)

第10条 前条第2項の規定により助成金を交付された交付決定団体は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)について、次の各号のいずれかに該

当した場合は、速やかに要領で定める申請書及び必要な書類を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定事業を実施する団体の代表、所在地等に変更が生じたとき。

(2) 交付決定事業の内容を変更しようとするとき又は変更したとき。

(3) 交付決定事業を中止しようとするとき若しくは中止したとき又は廃止しようとするとき若しくは廃止したとき。

2 前項第2号の規定による申請のうち、助成金交付決定額の増額を伴うものについては、第7条に規定する区長の指定する日までに申請しなければならない。

3 区長は、第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、承認の可否を決定し、要領で定める通知書により、当該申請をした交付決定団体に通知しなければならない。

4 前項の規定により交付決定事業の変更に係る承認を受けた団体のうち、当該変更により助成金交付決定額が増額したものは、速やかに要領で定める請求書により、増額分について区長に請求するものとする。

5 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに概算払により助成金を当該請求をした交付決定団体に交付する。

#### (実績報告)

第11条 交付決定団体は、交付決定事業の終了後1箇月以内又は区長の指定する日のいずれか早い日までに、要領で定める報告書及び必要な書類により、区長に報告しなければならない。前条第3項の規定により交付決定事業の中止又は廃止を承認された場合も同様とする。

2 交付決定団体は、前項の規定による報告前においても、要領で定める報告書及び必要な書類の提出を区長が求める場合は、速やかに区長へ提出しなければならない。

3 区長は、前2項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る交付決定事業の実績が、助成金の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとする。

4 区長は、前項の規定による審査の上、助成金の額を確定し、要領で定める通知書により、交付決定団体に通知しなければならない。

#### (助成金の交付決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、この要綱の規定、助成金の交付決定の内容又はこれに付けた条件若しくは法令等に違反したとき又は違反していないことが確認できないとき。

(4) 交付決定事業について、区以外の団体等からの補助金等（物品支給の場合は、その

相当額とする。)を受け、その補助金等の対象経費と区の助成対象経費の合計が総事業費を上回ることが判明したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、要領で定める通知書により、交付決定団体に通知しなければならない。

#### (助成金の返還)

第 13 条 区長は、第 11 条第 4 項の規定により、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているとき又は前条第 2 項の規定により交付決定を取り消したときは、期限を定めて、当該交付決定団体に助成金の返還を命じなければならない。

- 2 前項の規定により助成金の返還の命令を受けた交付決定団体は、区長が定める日までに区長に助成金を返還しなければならない。
- 3 区長が定める日までに区長に助成金を返還できない団体は、返還が確認できるまで助成金を申請することはできないこととする。

#### (消費税及び地方消費税の取扱い)

第 14 条 交付決定団体は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、要領で定める報告書により速やかに区長に報告しなければならない。ただし、交付決定団体が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 交付決定団体は、助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。
- 3 交付決定団体は、区から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告を求められた場合は、速やかに報告を行わなければならない。

#### (帳簿等の保管)

第 15 条 交付決定団体は、収支を明らかにした一定の帳簿及び関係書類を整理して、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存し、区長からの求めに応じて随時提出できるよう整備しておかなければならない。

- 2 交付決定団体は、区長が前項の帳簿及び関係書類の提出を求める場合、速やかに区長へ提出しなければならない。

#### (その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必

要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（令和7年4月1日 7葛子子第151号 副区長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月10日 7葛子子第1822号 副区長決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

助成区分	活動の条件等		助成金の額	助成金上限額
(1) 助成対象事業立上げ経費	新たに助成対象事業を開始する場合に、立上げに係る費用を助成する。		助成対象経費の2/3	200,000円
(2) 助成対象事業運営経費	日常的な支援活動	原則として月1回以上実施した場合は、運営に係る費用を助成する。ただし、備考2に定める場合はこの限りでない。	助成対象経費の2/3	300,000円
		助成対象事業を実施する年度の初日において、助成金を受け活動を実施している期間が直近1年以上あり、原則として週1回（複数の活動拠点がある場合は合算可）以上実施した場合は、運営に係る費用を助成する。ただし、備考2に定める場合はこの限りでない。	助成対象経費の2/3	600,000円

備考

- 1 助成対象事業運営経費の助成金の上限額について、助成金を受けようとする年度の途中から事業を開始する場合は、助成金上限額に実施月数を12月で除した割合を乗じた金額を助成金の上限額とする。
- 2 (2)の活動の条件等の欄に規定する「月1回以上」又は「週1回以上」の実施の条件について、次のいずれかに該当する場合は、実施しなかった又は実施しない月又は週がある場合も活動の条件に反しないものとする。
  - (1) 天候不順、疫病等の理由により、安全確保のため実施すべきではないと判断し、活動を実施しない又は活動を中止した場合
  - (2) 活動への参加の申込み及び予約が無く、参加が見込めない場合
  - (3) 会場が、改装工事等により使用できず、事業の実施が困難な場合
  - (4) その他区長が認める場合